

著者から書評者へ

全面主義道徳教育の再考——山田氏書評 への応答として

久 占 新

はじめに

まず、拙著の書評を執筆してくださった山田恵吾氏および拙著を書評対象として取り上げてくださった『日本教育史研究』編集委員会の皆さんに心より感謝申し上げたい。拙著は敗戦から一九五〇年代を中心に戦後日本における道徳教育の成立過程を考察したものである。原稿執筆の過程で、評者である山田氏のご研究から大きな示唆を受けており、合わせて感謝の意を述べさせていただきたい。

評者よりご指摘いただいた拙著の課題はつぎの三点にあると筆者はとらえた。

一、全面主義道徳教育における他の教科や領域の役割

一九五〇年代、とくにその後半は学校教育が経験主義から系統主義へ転換する時期であった。「道徳」の特設をめぐる議論は根本的に道徳は系統的に教えるべきか、経験を通じて養うべきか、という道徳教育観をめぐる論争であった。最終的に「道徳」が特設され、経験主義学習に立脚する全面主義道徳教育が支持された。本書では「道徳」の特設過程を考察し、「道徳」と全面主義道徳教育との関係を明らかにした。だが、評者のご指摘のように、全面主義道徳教育における他の教科や領域が果たす道徳教育の役割についての考察は、うまくできたとはいがたい。以下、一九五七

年の実態に関する論者らの問題認識について

三、全面主義道徳教育のあり方も時代状況や子どもの生活実態に応じて変化するものではないかということについて

これらのご指摘はまさに本書で十分に検討できていると

は言い切れない点であり、今後の研究課題を設定していくうえで極めて示唆的なものである。以下、評者のコメントに対して、現時点での筆者の考え方を提示させていただきたい。

二、「道徳」の特設をめぐる議論においてなされた子どもも

年度の教育課程審議会（以下、教課審）での議論を中心に、

「道徳」の特設をめぐる議論において他の教科や領域がどのような役割を担うと考えられていたのか、その認識を整理してみたい。

教課審における議論では、他の教科や領域の役割について、主として三種類の意見が確認できる。第一には、教科の指導内容の変更や意識的な道徳的指導は不必要という意見である。たとえば「理科の場合、実験をやる時に、事故を未然に防ぎ、人に迷惑をかけないよう」と指導すれば、道徳的な指導となる。これと同様に他の教科でも科学的なものをじゆうぶんに考えていただきたい⁽¹⁾や「よい音楽をよいと聞きよい絵をよいと感じる心を養い、俗悪たいはい的なものを憎むような心を養つてゆくのでなければ本当の人間の道徳にはならない。音楽や絵画の正しい陶冶ができるれば雑音や俗悪な看板も解消してゆくであろう」といった主張が多かった。すなわち、教課審では、教科はその性質に従つて教科の内容を指導していくべき道徳性も養われ、各教科の指導過程が同時に道徳教育の過程になると考えられていた。こうした認識にしたがえば、道徳教育のために内容を変更したり、授業中に意識的・意図的に道徳的指導を行つたりする必要はない。こうした認識は「道徳」の特設めぐる議論において多く確認でき、全面主義道徳教育における教科の道徳教育の役割を表した代表的な見解であった。

育成に重点を置き、「道徳」の時間は道徳的心情や実践意欲を高めることをめざす、というのが当時の考え方であった。そして、「道徳」の特設にともなって、社会科の教育内容を整理する意見や、学年段階に応じた「道徳」と社会科との関連性についても議論された。たとえば、「一年・四年では社会科とかその他の教科の内容を道徳的な方面と合流して編成することもありうる」や「低学年の社会科は生活指導的なものが多いから、時間が特設されば、相当な部分がこの時間に移行されてよいと思う」などが、その代表的なものであつた。これらの意見はいずれも低学年を対象としているが、「道徳」の特設によって、社会科の内容と合体させ、生活指導に関する内容は「道徳」に移行することを提案している。さらに、「一、二年は社会科、理科、道徳を一しょにして「生活」としてくるとよい。三年以上は今までどおりに、道徳を一時間くらい加えることを提案したい」と提案する意見も見られた。このように低学年の社会科は内容からして「道徳」と重複する面が多いため、両者を一緒にして内容を編成し直し、生活指導を通じて道徳性を涵養すべきとも考えられていたのである。最終的に「道徳」が教育課程の新たな領域として特設されたが、社会科をはじめとする教科の内容がいかに再編され、あるいはされなかつたかについては、今後の課題とさせていただきたい。

第一、第二の意見からわかるように、全面主義道徳教育を採用することは、理科を通じて科学的な態度を涵養し、音楽や絵画を通して情操を陶冶することだと考えられている。そして、道徳教育と深い関わりをもつ社会科については、道徳的知識を教え、道徳的判断力の面から道徳教育に寄与すべきだと認識されていた。さらに、道徳教育と社会科との関わりの強さから、「道徳」の特設が決定されたあとも、社会科と「道徳」の内容を編成し直し、生活指導を通じて道徳教育を行おうとする主張が多く確認できた。なお、「道徳」の特設にともなう各教科との内容の整合に関する議論については、評者がご教示くださった澤田俊也論文と合わせて読んでいただければ幸いである。

さて、第三のタイプの意見は、教科外活動に関してであった。簡単にまとめれば、教科外活動は道徳教育の実践の場だと考えられていた。「教科以外の活動は生活指導として道徳教育の実践の場であり、実践の時間である」という第一回の教課審での委員の発言が、こうした認識を最も明確に表現している。同日の審議において、ほかの委員も選挙や討議のやり方を「道徳」で訓練するのは困難であるため、教科以外の活動で正しくやらせる必要があると主張し、教科以外の活動が道徳教育の実践の場となることを強調した。こうした意見は、「道徳」が特設されることによつて教科以

なお、この種の意見は本書で取り上げた海後勝雄や今井譽次郎の意見や稻富栄次郎の見解と共通していると言えよう。これは特設をめぐる賛否両論に共通して確認でき、全面主義道徳教育の根本的な考え方である。

第二には、教科の担う道徳教育の役割を意識し、「道徳」との重複を避け、内容を調整すべきとする意見である。この種の意見は教科の担う道徳教育の役割をより明確に言い表しており、「道徳」と社会科との関係に集中して語られていた。たとえば一九五七年度の教課審において、文部省は「教科の性格からして、道徳的判断、理解ないし心情において社会科は大きな責任をおつている」と説明しており、社会科の道徳教育に果たす役割を明確に意識していたことがわかる。こうした考えは特設賛成派の主張にも確認できる。しかし文部省や特設賛成派は社会科が右記のような道徳教育の役割を十分に果たせず、社会科で行う道徳教育には困難があると主張していたことも本書で確認したとおりである。そして、指摘されていた困難とは、基本的な生活習慣や道徳的心情の養成が社会科ではできにくいくことであった。それゆえ、道徳的心情や習慣形成のために道徳教育のための時間が必要だというものが、特設を支持する人たちの意見であった。すなわち、「道徳」が特設されれば、社会科においては主として人間関係の理解、道徳的知識や判断力の

外の活動の時間が圧縮されることに対する心配や、「道徳」と教科以外の活動との境界を明確に規定することは道徳教育的に望ましくない、という文脈で述べられていたものである。だが、これらはまさに全面主義道徳教育における教科以外の活動の果たす道徳教育の役割を言い表した主張だと理解してよからう。

また、「道徳」という領域や教科にとらわれて、学校教育そのものの「道徳」から目が逸らされていく危険」に自覚的であるべきだという評者のご指摘はたいへん興味深い。今後、他の教科や領域における「子どもの思考や行動を強く規定する道徳的な内容」、さらにカリキュラムの構成の問題なども視野に入れて、学校教育全体の視点から、道徳教育の研究を進めていきたい。

二、特設をめぐる議論での論者らの問題認識

評者のご指摘のとおり、拙著からは「道徳」の特設をめぐる議論における論者たちが問題とした子どもたちの実態を掴むことはできない。また、この問題は筆者が「道徳」の特設をめぐる議論を考察する過程での大きな悩みでもあった。青少年の非行や不良化、道義の退廃、しつけの欠如などは、文部大臣らの徳育教科の設置に関する主張の論拠として使われていた。また一九五七年度の教課審における松

永東文部大臣の開会あいさつにもこれらの問題が取り上げられたことは、本書で確認したとおりである。すなわち、青少年の非行や不良化、子どものしつけの欠如、国民の道義の低下などは、道徳教育を強化・振興させようとする主張の根拠として唱えられていた。だが、問題なのは「道徳」の特設をめぐる審議においては、非行や不良の内実やそつなつた要因、道義とは何か、といった問題について議論されたことが確認できなかつたことである。文部大臣の発言や文部省の説明からも道義についての説明が見当たらず、「道徳性の涵養」の具体的イメージについての考えも見出しができかつた。また「道徳」の効果については、一九六〇年代以降の道徳教育をめぐる議論を考察せねばならないが、筆者の管見の限りでは「道徳」の効果に関する検証はあまり論じられていないかった。

また、ご指摘の「実生活における直接的な経験・体験」とは、本書で取り上げた、授業における「助け合い」や「グループ学習」を通した友愛や協力の精神の養成、子どもたちによる運動会の開催、学級づくりへの参加や学級生活を通して、生きることの喜びや一人ひとりの人間の大切さを尊ぶ精神を得たりすることを指していると考へる。さらに、前述したように理科の実験における事故防止のための指導は道徳的指導となるが、同時に子どもの側からすれば

二、全面主義道徳教育のあり方の変化について

ば、実際に実験を行うことを通して人に迷惑をかけないと身につけていく、すなわち実験という実際の体験を通じての道徳性の涵養になるのである。教課審の審議ではほかにも「栽培や飼育では一日世話をしないと死ぬ」という事実があり、継続して世話をしても「死ぬ」といった主張が見られ、教科外活動における栽培や飼育の実践・体験を通じての道徳教育が主張されていた。さらには、本書でみたように、特設反対派の代表的な論者である梅根悟がペスタロツチの「家庭の労働、身のまわりの仕事の実践」を通じての道徳教育を提唱していた。梅根のこの論述は一九四〇年代後半のものであり、「道徳」の特設をめぐる議論より少し時期がはやいが、彼は「道徳」の特設に対して反対意見を述べるさいにもペスタロツチの道徳教育観を繰り返し提唱した。梅根は具体的な労働や仕事について例をあげていないが、当時の状況から考へると、評者があげられているような、子守や洗濯、水汲み、風呂炊きなどを日常的に行っていた子どもも多かつたのではないかと考えられる。このように、一九五〇年代では、教科での指導・実験や教科外活動での実践、学級生活への参加、さらに家庭での労働などが道徳教育における直接的な経験・体験だと想定されていたと推測できる。

まず、現代の子どもの経験にしめる間接的な経験の比重が増えたとしても、「道徳」を変える必要はないと考えるからである。「道徳」は道徳教育における間接的な経験の役割

を否定しておらず、逆にそれが必要だと認識されたからこそ特設されたのである。すなわち、「道徳」は間接的な経験（の比重の増加）による道徳教育に対応できる性質をもつものである。もちろん評者のおっしゃる「総合的な学習の時間」と称されても可能だと考える。だが、德育教科となると、系統主義の立場に立つものとなり、全面主義道徳教育との並存にはやはり無理があると考える。もとより全面主義道徳教育や教科の考え方が時代とともに変化するかもしれないが、その根本・立脚点となる経験主義や系統主義の考えも変えられるものなのか、筆者は疑問に思う。

また、管見のかぎりでは道徳の教科化をめぐる議論において、全面主義道徳教育と德育教科とはいかにして並存し得るのかという問題が検討されていないと考える。歴史的な視点から振り返ってみれば、系統主義に立脚する德育教科と経験主義に立脚する全面主義道徳教育とは並存しえない性質のものだと考えられていた。両者がいかなる過程・議論を経て並存しうるようになったのだろうか。これは道徳の教科化の問題は道徳教育観の視点、そして戦後日本の重要な課題であろう。

道徳の教科化の問題は道徳教育史の視点からして、今なお議論すべき課題が多く残されていると考える。ゆえに、本書では誤解を恐れ

ずに入れて全面主義道徳教育を堅持しながらの道徳の教科化には無理があると指摘し、問題提起をした次第である。日本における道徳教育のあり方をめぐる新たな議論の場となれば、幸いである。

以上、評者のご指摘に十分にお答えできたとは思えないが、現時点での筆者の考え方を簡単にまとめた次第であり、山田氏へのリプライとさせていただきたい。

帰国後に従事している仕事の内容との関係もあり、しばらく道徳教育の研究から離れていたが、今回の書評は筆者にとって道徳教育の研究と改めて向き合う大きなきっかけとなった。また、ご教示してくださいました諸点を考えるうちに、今後の研究方向や課題も次第に明確になってきた。ここで改めて山田氏および『日本教育史研究』の編集委員会の皆さまに感謝の意を表したい。

注

- (1) 第二回教育課程審議会初・中合同会における委員の発言。
(2) 第十四回初等教育課程分科審議会における委員の発言。
(3) 第三回教育課程審議会初・中合同会における文部省の説明。

(4) 第五回初等教育教育課程分科審議会における委員の発言。

(5) 第七回初等教育教育課程分科審議会における委員の発言。

(6) 第六回初等教育教育課程分科審議会における委員の発言。

(7) 第十七回初等教育教育課程分科審議会における委員の発言。

(8) 第八回初等教育教育課程分科審議会における委員の発言。

(海南大学)

『日本教育史研究』バックナンバーご希望の方へ

バックナンバーの在庫と価格（税別）は次の通りです。
ご希望の方はお近くの書店にお申し込み下さい。なお、ご不明な点は左記までお問い合わせ下さい。

一 号（一九八二年刊）

一
一五号（一九九六年刊）

一六号（一九九七年刊）

一七号（一九九八年刊）

一八号（一九九九年刊）

一九号（一九九〇年刊）

二〇号（一九九一年刊）

二一号（一九九二年刊）

二二号（一九九三年刊）

二三号（一九九四年刊）

二四号（一九九五年刊）

二五号（一九九六年刊）

二六号（一九九七年刊）

二七号（一九九八年刊）

二八号（一九九九年刊）

二九号（二〇〇〇年刊）

三〇号（二〇〇一年刊）

三一号（二〇〇二年刊）

三二号（二〇〇三年刊）

三三号（二〇〇四年刊）

三四号（二〇〇五年刊）

三五号（二〇〇六年刊）

三六号（二〇〇七年刊）

三七号（二〇〇八年刊）

三八号（二〇〇九年刊）

品切れ

一、五〇〇円※残部僅少

一、五〇〇円※残部僅少

品切れ

品切れ

一、五〇〇円※残部僅少

品切れ

品切れ

一、五〇〇円

品切れ

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

品切れ

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

品切れ

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

品切れ

一、五〇〇円

品切れ

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

品切れ

一、五〇〇円

品切れ

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

品切れ

一、五〇〇円

品切れ

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

品切れ

一、五〇〇円

品切れ

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

一、五〇〇円

品切れ

一、五〇〇円

一、五〇〇円